

地域を育て地域を伸ばす

THE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS



Monthly Newspaper

おおむら

会議所ニュース

発行所 大村商工会議所
〒856-8601大村市東三城町6-1
Tel 53-4222 Fax 52-2511

編集責任者 雄城 勝
印刷所 第一印刷株式会社

<http://www.omuracci.com> E-mail:daiyou@omuracci.com

JUL/2015

No.679

おおむら 第36回



夏越まつり

集え!

8/1 2 3

土 日 月

宵まつり(花火大会)
荒天の場合 10日に延期

本まつり 本まつり

みんなのおおむら夏越

なごんちゅ

夏越人が生みだす



8月1日(土) 宵まつり 花火大会 (ボートレース大村付近 20:00~21:00 航空機発着の空き時間)
※荒天の場合8月10日(月)に延期

8月2日(日)・3日(月) 本まつり (大村駅前周辺 16:00~22:00) お問い合わせ先/おおむら夏越まつり協賛会 (大村市東本町2-1) TEL0957-52-2580

小学生(保護者同伴)、中学生、高校生は、午後10時までに帰宅しましょう。

平成27年度 大村商工会議所 通常議員総会
平成26年度 事業報告及び収支決算を承認



開会の挨拶をされる角谷会頭

大村商工会議所では6月24日、市内ホテルにて通常議員総会を開催、議員56人が出席しました(うち、委任状行使者22名)。

総会では、

- ①平成26年度事業報告・収支決算報告の件(監査報告)
 - ②常議員の補欠選任の件
- の2議案を審議。

また、報告事項として、

ア)各種要望活動の実施について

- イ)2号議員の補欠選任と1号議員の辞任について
- の2項目を報告しました。

審議の結果、①の事業報告と収支決算については、昨年度に取り組んだ様々な事業並びに19の会計決算が承認されました。②については、澤ノ井敏行氏(アサヒフード(株)代表取締役)を常議員2号に選任することが承認されました。

また報告事項イ)では、5月13日に開催された製造・卸部会総会で、荒木静男氏((資)荒木商会代表社員)が務められていた2号議員職の後任に、宮田正一氏((株)ミヤタ代表取締役専務)を選任、同氏が2号議員に就任されました。結果同氏が務められていた1号議員職の後任を、今後同氏が出られていた地区・富の原、福重、松原地区から、当所選挙選任規約細則第2項に則り、補充をしてゆくことを報告。

総会終了後、大村市長始め市幹部、大村市議会議長、市議会常任委員会委員長の方々をお招きし、毎年恒例の懇親会を開催しました。

永年功勞議員表彰を実施

通常議員総会の議事終了後、永年功勞議員への感謝状贈呈式を行い、下記の議員へ感謝状を贈呈しました。

- (株)十八銀行大村支店…………… 深堀博英氏(40年)
- (株)大黒屋…………… 石坂和彦氏(30年)
- (株)寿楽…………… 甲斐田功氏(30年)
- ナガヘア(株)…………… 今里和照氏(30年)
- (株)アートグリーン緑樹苑…………… 富永和博氏(30年)
- 旭碎石(株)…………… 西畑伸造氏(10年)
- (株)中央総合警備保障…………… 堀内敏也氏(10年)
- 伸和コントロールズ(株)…………… 幸島宏邦氏(10年)
- (株)ニチレイフーズ長崎工場…………… 若松新吾氏(10年)
- 東洋リース(株)…………… 中島 悟氏(10年)

当所主催 第51回大村市珠算競技大会を開催



「はじめ!」の合図とともに
真剣な表情でそろばんを
弾く選手たち

7月11日、当所にて第51回大村市珠算選手権大会(主催:大村商工会議所)を開催、小・中学生合わせて総勢71名の選手が参加し、日ごろ鍛えているそろばんの腕を競いました。各部門1位の選手は以下の通りです。

第51回大村市珠算選手権大会

平成27年7月11日 開催地:大村商工会議所

最優秀選手賞(大村市長賞)		篠塚 光里(竹松塾) 475点	
団体総合競技	中学校の部 (大村商工会議所会頭賞)	松下 与	窪田 肖夢
	ばちばちランド	平山 愛瑠	窪田 美夢
	小学校の部 (大村銀行協会会長賞)	津田 乃綺	和田 莉奈
個人総合競技	中学校の部(大村ロータリークラブ会長賞)	篠塚 光里(竹松塾)	
	小学校の部(大村北ロータリークラブ会長賞)	窪田 美夢(ばちばちランド)	
	読上暗算競技	中学校の部(大村ライオンズクラブ会長賞)	篠塚 光里(竹松塾)
	小学校の部(大村中央ライオンズクラブ会長賞)	和田 莉奈(ばちばちランド)	
読上算競技	中学校の部(大村東ロータリークラブ会長賞)	篠塚 光里(竹松塾)	
	小学校の部(国際ソロプチミスト大村会長賞)	津田 乃綺(ばちばちランド)	

7/22(水)~31(金)

夏の特別セール開催!!

SHALICK シャリック

シャリックは日本の蒸し暑い夏を知りつくした理想的な盛夏用服地です。軽く通気性にすぐれシワになりにくい!!

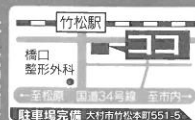
◆miyukiシャリック
某百貨店にて128,000円のところ
セール特価 お仕立て上がり
68,000円 (税別)

大村の仕立て屋

本物にこだわり続けて33年
信頼と実績の専門店
営業時間/AM10:00~PM7:00

メンズ・レディースファッション
サトウ
TEL. 55-1131 0120-310-675

竹松駅前



オールシーズン礼服

夏でも涼しく
快適な礼服も
大特価!!
着払上下の
お仕立て上がり

48,000円(税別)

オーダースーツ

5名限り

お仕立て上がり
58,000円を
38,000円(税別)
にてお仕立て致します!!

「長崎の飲食文化」活性化支援補助金のご案内

県では、県内飲食店の活性化を図るため、飲食店等が取り組む飲食店への誘客や売上の増加につながる取組を支援します！

補助金概要

1. 補助対象団体

県内に事業所を置く飲食店5店舗(5事業者)以上が属しており、県が定める要件を満たしている団体
(ただし、宗教団体、政治団体、営利を主たる目的とする団体、暴力団関係団体などは補助対象になることができません。)

2. 補助対象経費

※中小企業経営力強化支援法に基づく認定機関の助言が必要です。
飲食店5店舗以上が共同で取り組む事業で、飲食店の誘客につながる事業であって、以下に掲げる経費などを対象とします。

- 地域資源(特色、イメージ、食材等)を広めるような地域共通サービスの実施やPR
(例)夜景観光対応飲食店の紹介などのニーズ別の地域情報誌の作成、地域共通メニューの開発・PR、統一されたデザインの看板製作費等
- 飲食街のにぎわいを創出する持続的な効果を生み出すサービスや共同店舗の形成
(例)リピーター特典や通年イベントの立ち上げ、共同店舗形成時のPR経費等
- 外国時旅行者の取り込みや受け入れに関する体制づくり
(例)外国語標記による飲食マップの作成、食事メニューや看板の多言語化等



3. 補助率及び補助金額

- 補助率: 補助対象経費の2分の1以内
- 補助金額: 上限300万円(ただし、10万円を下限とします。)

4. 審査のポイント

- プレゼンテーションによる審査を8月下旬に実施予定です。
(補助事業者の決定は9月上旬の予定です。)
- 事業選定は、主に事業の実施体制、活性化事業としての効果、事業の実現性・継続性・経費の妥当性等の観点で実施します。



5. 募集期間

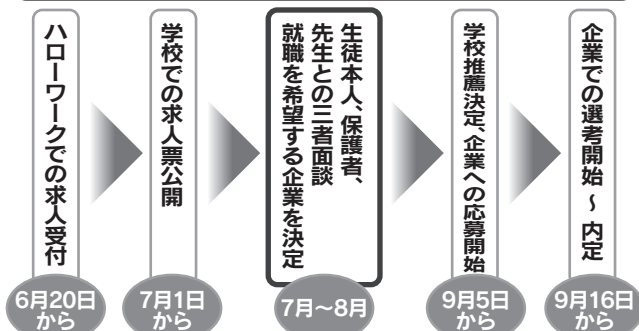
平成27年6月29日(月)から平成27年8月7日(金)迄
(郵送の場合、平成27年8月7日(金)の前印有効)
※必ず本事業の募集要項及び申請書類を確認ください。
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/shoko/>
(「長崎県商務金融課」で検索してください。)

【申請やお問い合わせ先】
長崎県産業労働部
商務金融課サービス産業振興班
担当: 吉牟田(ヨシムタ)、井内
〒850-8570 長崎市江戸町2-13
TEL: (095)895-2653
FAX: (095)895-2580

新規高卒者におけるハローワークの早期求人申込がはじまりました。

長崎県及び長崎労働局より、新規高卒者の県内就職の促進・定着を目的に、県内高卒者求人確保キャンペーンが実施されています。平成27年6月1日に、長崎県知事、長崎労働局長より、経済4団体(長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会、長崎県経営者協会)に対し、早期求人申込の要請がありました。平成27年6月20日から企業の求人票受付がはじまりました。企業の皆様求人票を提出することが、県内高校生を確保する最良の方法です。1日でも早い求人をお願い致します。

高校生の就職活動の流れ



1日でも早く、求人票を提出することが、県内高校生を確保する最良の方法です。

○H27.3卒 県内の求人票提出状況(3月を100%とした場合)
7月末68.5% 8月末77.7% 9月末85.9%

長崎労働局職業安定課 095-801-0040
長崎県雇用労働政策課 095-895-2711

諫早税務署からのお知らせ



駐車場が手狭ですので自家用車による来署は御遠慮ください。

諫早税務署では、平成27年7月6日から駐車場の改修工事を実施します。

工事期間中は庁舎敷地内の駐車場の利用ができませんので、臨時駐車場をご利用ください。

また、工事に伴い庁舎への入口も県央振興局側に変更となります。大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【臨時駐車場となる期間】

平成27年7月6日(月)～平成27年11月30日(月)

【お問い合わせ】 諫早税務署 総務課 TEL 0957-22-1370

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ 傘下の事業主が雇用する労働者に訓練を実施する 事業主団体の皆さまへ キャリア形成促進助成金のご案内

キャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために、ぜひ、ご活用ください。

※この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

詳しくは、ホームページをご覧くださいか、お近くの都道府県労働局へ
(一部ハローワークでも受け付けるものもあります。)
お問い合わせください。

◆インターネットでの検索

キャリア形成促進助成金

検索

◆ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用関係助成金 > 7.従業員などの職業能力の向上を図る場合の助成金 > キャリア形成促進助成金

◆都道府県労働局

上記ホームページ内「都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧」をご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局

解説マイナンバー 第1回「企業の対応は急務」

平成28年1月から「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)がスタートします。行政だけでなく、民間企業も従業員などの番号を取り扱うため、民間企業はマイナンバーへの対応が急務となっています。本稿では、マイナンバー制度の概要、民間企業の対応策などについて解説します。

社会保障と税を一つの番号で管理

マイナンバー制度とは、住民票を持つ者全員に「個人番号」(法人には「法人番号」)を付して、行政手続などで利用する制度である。これにより、行政機関が保有する社会保障と税の情報が一つの番号で管理できるようになり、社会保障の不正受給の防止や、正確な所得把握などが可能になる。マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月以降、社会保障関係の書類や税務関係の書類に、順次個人番号・法人番号を記載することが求められるようになる。

従って、民間企業で、①従業員・扶養親族、株主、取引先(支払調書を提出する取引先のみ)などから個人番号・法人番号を収集した上で、②これを保管し、③健康保険組合・年金事務所・ハローワークなどに提出する社会保障関係の書類に従業員などの個人番号を記載したり、税務署や都道府県に提出する源泉徴収票・支払調書・報告書などに従業員・株主・取引先などの個人番号・法人番号を記載する必要がある。つまり、マイナンバー制度への対応をしなくてよい民間企業は存在しないのである。

民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集(本人確認) ②個人番号の保管 ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

個人番号は、住民票があれば国籍や年齢を問わず全員に付番される12桁の数字である。平成27年10月に、市区町村から、住民票の住所宛てに、各個人の「通知カード」が郵送されることで通知される。

取り扱いには厳しい規制が

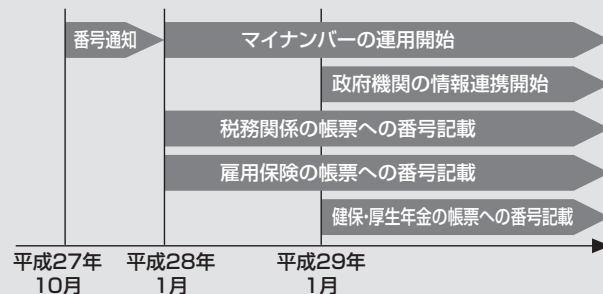
個人番号をその内容に含む個人情報のことを「特定個人情報」という。例えば、従業員の氏名・電話番号といった情報に個人番号が加わると「特定個人情報」になる(個人情報+個人番号=特定個人情報)。

この個人番号と特定個人情報は、取り扱いについて厳しい規制が存在する。例えば、民間企業は、原則として行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外で、個人番号を利用すると違法となる。

また、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外での特定個人情報の第三者への提供、収集、保管も全て違法である。特定個人情報のデータベースなど(「特定個人情報ファイル」)も、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な範囲を超えて作成すると違法となる。

さらに、個人番号を取得する際には、必ず「本人確認」を行わなければならない。具体的には、①番号確認(番号が間違っていないか否かの確認)、②身元(実在)確認(提供している人間がなりすましでない本人であることの確認)が必要となる。この本人確認の実務をどのように構築するかが、民間企業におけるマイナンバー対応の最大の難所となる。

マイナンバー運用スケジュール



来年1月スタート 対策は今年中に

民間企業は、平成28年1月から順次、行政機関などへ提出する書類に個人番号・法人番号を記載することが求められている。このため、今年中に、取り扱いの規制や本人確認の義務などを前提とした①個人番号の収集、②保管、③行政機関などへの提出のための業務とITシステムの構築を行わなければならない。民間企業は、まさに待たなしの対応を迫られているのである。

(牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰 氏)

中小企業・小規模事業者向けのマイナンバー電子書籍(入門編資料、チェックリスト)を掲載

経営に役立つ情報を電子書籍で提供する『商工会議所ライブラリー』において、中小企業向けにマイナンバー制度のポイントを絞って分かりやすく説明した『マイナンバー(社会保障・税番号制度)がはじまります!中小企業の皆さんへ(入門編)』および、小規模事業者がマイナンバー導入時に対応すべき内容をまとめた『マイナンバー導入チェックリスト』(いずれも内閣府作成)が掲載されており、いつでもご覧になれます!

詳細は『商工会議所ライブラリー』 <http://library.jcci.or.jp/> を参照。

商工会議所LOBO(早期景気観測)

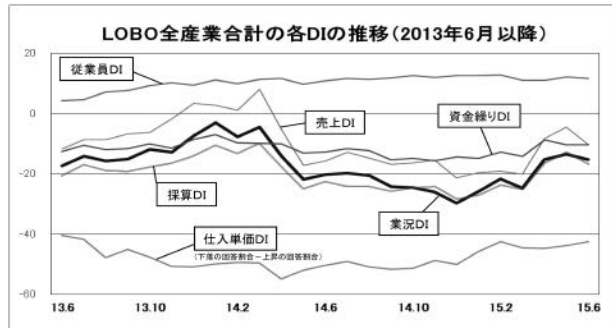
～2015年6月調査結果(概要版・付帯調査)～

業況DIは、緩やかに持ち直しも、足元で一服。先行きは底堅い動きが続く

ポイント

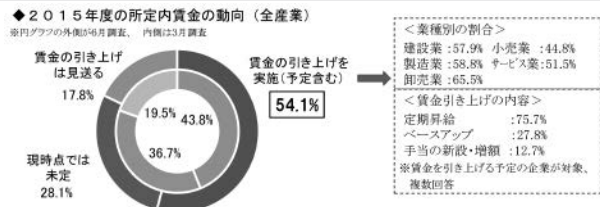
▶6月の全産業合計の業況DIは、▲15.3と、前月から▲1.8ポイントの悪化。円安の影響によるコスト増が続く中、取引価格への転嫁が遅れているほか、人手不足や人件費の上昇が中小企業の景況感を押し下げた。他方で、回復のペースにばらつきはあるものの、好調なインバウンドや株高・賃上げを背景に、個人消費は持ち直しに向けた動きが続くほか、設備投資も回復の兆しがみられている。中小企業の景況感は、比較対象となる前年同月に消費税引き上げの影響が残っていたことへ留意が必要であるが、総じてみれば緩やかな回復基調が続いている。

▶先行きについては、先行き見通しDIが▲14.8(今月比+0.5ポイント)とほぼ横ばいを見込む。賞与増を含む賃上げやプレミアム付商品券をはじめとする政策効果などを背景に、夏以降の個人消費、設備投資の回復を期待する声が聞かれる。他方で、円安に伴う一段のコスト増や価格転嫁の遅れ、労働需給の逼迫による人件費の上昇などへの懸念から、先行きに慎重な見方も伺える。



2015年度の所定内賃金の動向

▶2015年度に賃金の引き上げを実施した企業(予定含む)(全産業)は、54.1%。3月調査の43.8%から10.3%増加し、半数を超えた。「現時点では未定」とする企業は28.1%



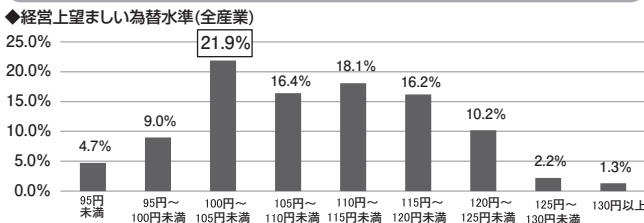
[中小企業の声]

- ▶売上増加で業況が好転していることから、社員の士気向上のため、定昇・ベアを実施。他方、法定福利費の負担は重く、合理化・生産性向上を一層進める(本庄自動車部品製造業)
- ▶受注が伸びており、自社の業況も良いことからベースアップの実施を決めたものの、上げ幅は、先行きの見通しを踏まえ検討する(加古川酒類卸売業)
- ▶経営負担は大きいのが、人材定着を図るため賃上げせざるを得ない(佐世保金属加工業)

経営上望ましい為替水準

※調査期間(6月15日～19日)の為替水準:1ドル=122円～124円台で推移

▶自社の経営上望ましい為替水準(全産業)は、「100円～105円未満」が21.9%と最も多く、次いで「110円～115円未満」が18.1%と続く



[中小企業の声]

- ▶生産・調達国内シフトがみられる中、設備や人手の不足から製造元の生産が追い付かず、自社の仕入れにも影響が出ている(八王子婦人服小売業)
- ▶円安に伴い、食料等の仕入れ価格が上昇。販売価格への転嫁が遅れ、採算が悪化する中、いつまで高値が続くかわからず不安(信州中野飲食業)
- ▶円安により原材料価格が上昇しているが、販売価格への転嫁交渉が進み、売上・採算ともに好転している(宇部パン製造業)

新入会員

●7月入会

(株)トライアルカンパニー
スーパーセンタートライアル大村店


住所 〒856-0814 大村市松並2-92-1
電話 (0957) 49-5553 代表者 永田 久男
業種 小売業、食料品・日用品・医薬品他

(公社)長崎県宅地建物取引業協会 大村支部

住所 〒852-8105 長崎市日見町3番19号
電話 (095) 847-6461 代表者 服部 良成
業種 不動産団体業

三役の動き 6月

- | | |
|-----|--|
| 1日 | ●平成27年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会
●長崎上海航路利用促進協議会合同総会 中村副会頭、専務 |
| 3日 | ●義犬華丸会議 専務 |
| 4日 | ●平成27年度国道34号大村・諫早間整備促進期成会総会 会頭
●金融審査会
●大村スポーツタウンマネジメント(株)との意見交換 専務 |
| 5日 | ●おおむら夏越まつり第1回資金部会 中村副会頭
●竹松商工業会総会 会頭、専務 |
| 9日 | ●三役会 三役
●第93回九州商工会議所連合会通常会員総会 三役 |
| 10日 | ●大村バスターミナルビル問題についての意見交換会 専務 |
| 11日 | ●大村バスターミナルビルオーナー会議 専務
●花菖蒲鑑賞会 中村副会頭、専務 |
| 12日 | ●常議員会 三役 |
| 15日 | ●(社)光と緑の園理事会 専務 |
| 17日 | ●大村市姉妹都市親善協会第3回役員会 会頭、専務 |
| 18日 | ●長崎県商工会議所連合会専務理事会 専務
●(仮称)大村市街なか活性化推進会議発足会 会頭 |
| 19日 | ●おおむら秋まつり・コンベンション協会との協議 専務 |
| 20日 | ●義犬華丸顕彰記念講演会 専務
●同前夜祭 会頭、専務 |
| 21日 | ●義犬華丸顕彰記念碑落成記念式典、同パーティー 専務 |
| 23日 | ●大村市観光コンベンション協会理事会 専務 |
| 24日 | ●長崎県産業教育振興会第1回常任理事会 専務
●通常議員総会 三役 |
| 25日 | ●税相運営理事会・連絡協議会 会頭、副会頭 |
| 26日 | ●(株)アルカディア大村定時株主総会 中村副会頭
●第1回大村市まち・ひと・しごと創生検討委員会 中村副会頭
●大村市物産振興協会総会懇親会 中村副会頭 |
| 27日 | ●東京大村会総会、懇親会 会頭
●自民党大村支部定期大会 中村副会頭 |
| 29日 | ●高等学校進路指導担当教諭(自衛官採用)との意見交換会 専務
●木下紗由里氏・フリーダイビング国際大会総合優勝を祝う会 専務 |
| 30日 | ●NABIC新旧社長交代(日高誠一郎氏、中村昭彦氏)ご挨拶 会頭、専務 |



大村市中央商店街(アーケード)にお店を開きませんか。
家賃の半額(月額5万円を限定)を1年間補助します!!

空き店舗への出店者募集

「ぜひ商売に挑戦してみたい」人を大募集しています!


大村のまちを元気で魅力あるものにするために、バイタリティー溢れる人が大村市中央商店街に出店する際の家賃を補助します。

応募要項

- ◆対象者→大村市中央商店街で商売をやりたい方。
- ◆補助内容→家賃の半額(月額5万円を限定)を1年間補助。
- ◆受付→随時
- ◆申込み→所定の申込書・必要書類が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

※家賃補助については、審査会で審査後、決定させていただきます。

お問合せ先 お申込み先 **大村商工会議所 中小企業相談所**
TEL 0957-53-4222 / FAX 0957-52-2511



大村商工会議所主催

無料法律相談会

経営のことからプライベートなことまで

会員事業所と、従業員様のための“無料”法律相談では、些細なことでもご相談に応じます。

場所 大村商工会議所 **期間** 下記のとおりです

対象 当所会員事業所 (従業員含む) **担当弁護士** 八木 義明 (長崎県弁護士会所属)

日時 ●8月7日(金) ●9月4日(金) ●10月2日(金)

相談時間

- 13:00~
- 13:40~
- 14:20~
- 15:00~
- 15:40~
- 16:20~

~担当弁護士のご紹介~



八木義明法律事務所
八木 義明
(長崎県弁護士会所属)

*事務所住所: 大村市東本町290-2(大村裁判所前・検察庁横)
*事務所電話: 0957-47-9800 *ホームページ: www.yagi-lawyer.com

[申込・連絡先] 大村商工会議所 電話: 0957-53-4222 担当: 岡野・山崎

大村商工会議所のマル経融資が
小規模事業者の皆さんを応援!

担保不要・保証人、保証料不要・低金利

【融資額】 **2,000万円以内**

【利率】 年利 **1.25%** (固定) 平成27年7月10日現在

【返済】 運転7年以内(据置1年可)
設備10年以内(据置2年可)

【こんな時にご活用ください】

- 運転資金として 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
- 設備資金として 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに



資金貸付

以下のすべての要件を満たす方がご利用できます

常時使用する従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造業・建設業・宿泊業・娯楽業等は20人以下の小規模事業者(ただし、事業主・家族従業員・臨時・パート・法人の役員は除く)で、次の条件にあてはまる個人、法人。

- 商工会議所地区区内で原則として1年以上営業していること。
- 所得税(法人税)、事業税、住民税(県民税・市民税)、消費税完納していること。
- 商工会議所の経営指導(原則6ヵ月以上)を受けている個人、法人

※この融資制度は、小規模事業者の方が商工会議所の経営指導を受けて、経営や技術の改善を図るための資金を担保も保証人も無しに低利で融資する国の制度資金です。商工会議所が申込を受付、審査の上、日本政策金融公庫へ推薦し、公庫から貸し出されます。

大村商工会議所 中小企業相談所
〒856-8601 大村市東三城町6-1
TEL 0957-53-4222 FAX 0957-52-2511

大村商工会議所とJFC 日本政策金融公庫との共催

定例相談会

創業融資、一般融資に関する
どのようなご相談でもOKです。

但し、事前のお申込みをお願い致します。

日時 平成27年7月23日(木)
13時~16時

場所 大村商工会議所

申込先 大村商工会議所 中小企業相談所
☎ 0957-53-4222

今後の開催予定日

- ◆平成27年8月27日(木) 13時~16時
- ◆平成27年9月24日(木) 13時~16時